

## 令和7年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「令和7年度(令和6年度からの繰越分)介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の実施について(令和7年4月9日老発0409第20号本職通知)」の別紙1「令和7年度(令和6年度からの繰越分)介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」に基づき、愛媛県(以下「県」という。)が行う介護テクノロジー定着支援事業(以下「支援事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の目的)

第2条 今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題であり、こうした状況を踏まえ、介護サービス事業者等が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

(支援事業)

第3条 県は、令和7年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるところにより、予算の範囲内で、愛媛県介護テクノロジー定着支援事業費補助金を交付するものとする。

- 2 補助対象事業(交付要綱第3条に規定する事業をいう。以下同じ。)は、原則、令和8年1月31日までに完了するものとする。
- 3 補助対象経費の支出については、原則、交付要綱第9条第1項の事業実績報告書の提出前に完了しなければならない。
- 4 交付要綱第9条第1項の事業実績報告書の提出期日は、補助対象事業の完了2週間後又は、令和8年2月6日のいずれか早い方とする。

(補助対象事業に関する留意事項)

第4条 補助事業者(交付要綱第7条に定める補助事業者とする。)は、補助対象事業の実施にあたり次の点に留意すること。

- (1) 同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない(補助は1機種限り)。
- (2) 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- (3) 介護テクノロジーの導入に伴う1回当たりの限度台数については、県が必要と認める台数とする。
- (4) 補助金の交付決定日前に購入した機器については補助対象外とする。ただし、予約・取置きについてはこの限りではない。
- (5) 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないも

のであること)とする。なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。

- (6) 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを導入する場合には、(5)に加えて下記を要件とする。

国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

- (7) 地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」や経済産業省が実施している IT 導入補助金等、他の補助金等により助成(予定を含む。)されているもの及び過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは補助対象外とする。
- (8) 支援事業の実施にあたっては、複数の者から見積を徴する等、適正な価格により実施すること。
- (9) 補助を受ける介護事業所等は、厚生労働省が別途定める業務改善計画を作成するものとし、県に提出する。なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、介護生産性向上総合相談センターに相談するものとする。
- (10) 補助を受けた介護事業所等は、補助を受けた翌年度から3年間、当該事業所等において定めた業務改善計画に対する効果を県に対し報告することとする。なお、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。
- (11) 県に提出した業務改善計画及び業務改善効果等の報告については、他の介護サービス事業者等の参考として県のホームページ等により公表するものとする。

(情報収集等への協力について)

第5条 本事業により介護テクノロジーを導入した介護サービス事業者等は、LIFE による情報収集への協力のほか、国又は県が得られた効果等について調査等を行う場合は協力しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、支援事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は令和7年7月10日から施行する。